

第5次かわさきノーマライゼーションプラン改定版（案）の策定について

1 かわさきノーマライゼーションプランの改定について

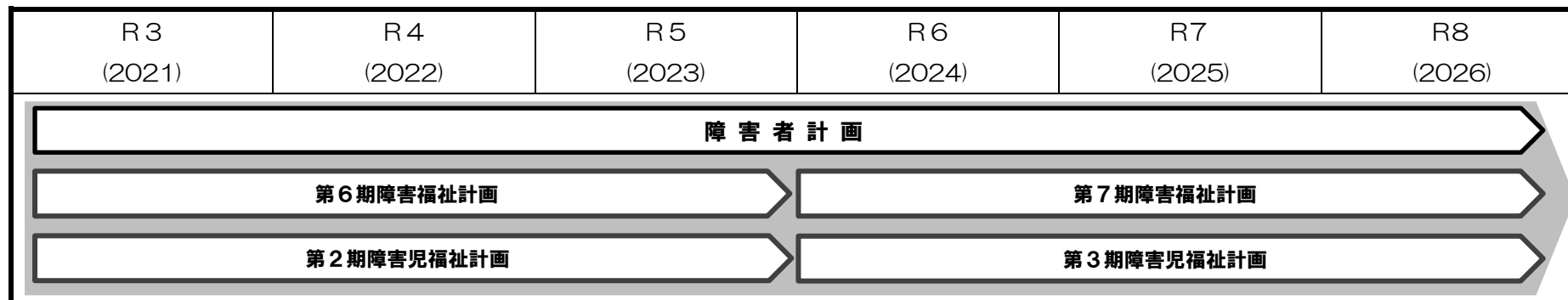
【計画の概要等】

- 本市においては、法で策定を義務付けられている障害福祉に係る関連計画を「ノーマライゼーションプラン」として一体的に策定し、障害福祉施策全体を総合的に推進しており、直近では令和3（2021）年度から令和8（2026）年度までを計画期間とする第5次かわさきノーマライゼーションプランを策定しました。

【第5次ノーマライゼーションプランの構成】

計画名	根拠法	内容	計画期間
障害者計画	障害者基本法	障害福祉施策の方向性等に関する基本計画	令和3年度～令和8年度 （6年間）
第6期障害福祉計画	障害者総合支援法	重点的に取り組む目標や各年度におけるサービス見込量等を定めた計画	令和3年度～令和5年度 （3年間）
第2期障害児福祉計画	児童福祉法		

- 計画期間の中間年にあたる令和5（2023）年度末に第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の計画期間が終了することに伴い、同計画について令和6年度以降の取組を位置付けた新たな計画を策定するとともに、社会情勢の変化やこれまでの取組の進捗状況等を踏まえ、障害者計画を含めた計画全体の中間見直しを行い、改定版を策定します。



【計画策定にあたってのニーズ調査・ヒアリングの実施】

- 令和4(2022)年度に生活ニーズ調査(障害のある方とその御家族等から約3,600件、事業者から約600件の回答)を実施し、また、今年度に当事者団体、事業者、支援機関など計23団体にアンケートまたはヒアリングを実施し、改定版策定にあたってのニーズ把握を行いました。

<ニーズ調査の主な結果>

- これからの生活の場の希望は、「家族と一緒に生活したい」が最も多く、次に「一人暮らしをしたい」が多くなっています。
- 生活上の心配や気がかりなことは、「困ったことについて気軽に相談しづらい」、「障害があっても安心して生活できる住まいの場が少ない」、「障害に対する地域・社会の理解が足りない」という意見が多くなっています。
- 相談がしやすくなるために必要なことについては、「どこで、どのような相談ができるかなど、相談窓口の明確化」が最も多く、次に「様々な相談に対応する総合的な相談窓口の充実」が多くなっています。
- 働いている中での課題は、「体調や生活の自己管理が難しい」や「支給される給料、作業工賃が安い」という意見が多くなっています。

<団体ヒアリングの主な意見>

- 障害によって理解されづらい生きづらさがあり、相談場所を増やしてほしい。
- 医療的ケアが必要な方の生活介護事業所が少ない。また、医療的ケア児、重度・重複障害のある障害児が通える放課後等デイサービスを充実してほしい。
- 幼児期から就学、高校卒業のタイミング、親亡き後の支援など、子どもの成長段階やライフステージに応じた切れ目のない継続した支援体制が必要。
- 精神障害者の就労支援及び職場定着の支援を拡充してほしい。
- 人材育成には組織のゆとりが必要だが、今の報酬体系では難しい。

2 障害児・者数の推移

●障害児・者数については、本市の人口増加率を上回る割合で増加を続けています。

	平成18年	令和2年	令和5年	増減(H18比)	増減(R2比)
身体障害	27,667人	37,579人	36,964人	+9,297人 (+33.6%)	▲615人 (▲1.6%)
知的障害	5,483人	10,977人	12,406人	+6,923人 (+126.3%)	+1,429人 (+13.0%)
精神障害	4,330人	13,952人	16,212人	+11,882人 (+274.4%)	+2,260人 (+16.2%)
合計	37,480人	62,508人	65,582人	+28,102人 (+75.0%)	+3,074人 (+4.9%)
川崎市人口（参考）	1,332,035人	1,535,415人	1,541,640人	+209,605人 (+15.7%)	+6,225人 (+0.4%)

※各年4月1日現在の各障害者手帳交付者数。知的障害は、判定のみ受けて療育手帳を所持していない方も含む。

3 第5次かわさきノーマライゼーションプラン策定以降の主な法改正について

年月	法律名等	主な内容
令和3年5月	災害対策基本法の一部改正法の施行	市町村による個別避難計画作成の努力義務化など
令和3年9月	医療的ケア児支援法の施行	国や地方公共団体及び保育所、学校等による医療的ケア児支援の責務の明確化など
令和4年5月	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行	意思疎通支援者の確保・養成・資質の向上、国及び地方公共団体による相談対応や情報提供への配慮など
令和5年4月	障害者雇用促進法の一部改正法の施行	雇用の質の向上のための事業主の責務の明確化、週所定労働時間10時間以上20時間未満で働く重度の身体・知的障害者、精神障害者の算定特例（令和6年4月施行）など
令和6年4月	児童福祉法の一部改正法の施行	児童発達支援センター（本市の地域療育センター）が地域における障害児支援の中核的役割を担うことの明確化、児童発達支援の類型（福祉型、医療型）の一元化など
令和6年4月	障害者差別解消法の一部改正法の施行	事業者による合理的配慮の提供の義務化など

4 障害者施策の推進（障害者計画）について

【社会情勢の主な変化と課題、第5次かわさきノーマライゼーションプラン改定版における施策体系について】

●現行計画の施策体系を継続しつつ、社会情勢の変化や各施策の進捗等を踏まえながら以下の施策体系に基づき取組を推進します。

第5次かわさきノーマライゼーションプランの基本理念

『障害のある人もない人も、お互いを尊重しながら共に支え合う、自立と共生の地域社会の実現』

社会情勢の主な変化

障害者の増加

障害の多様化

高齢障害者の増加

障害の重度化・重複化

家族の高齢化

支援ニーズの増加

共生社会実現に関する法制度

大規模災害

新興感染症

障害児支援ニーズの増加・多様化

課題

●高齢者や障害児・者等に対する包括的な支援体制（地域リハビリテーション）の構築→施策1～7で対応

課題

●多様なニーズに対応する相談支援や地域生活支援の充実
→施策1・2・3で対応
●障害の特性やライフステージに応じた切れ目のない包括的な支援体制の構築
→施策1～7で対応

課題

●多様なニーズに対応できる住まいの場の確保
→施策4で対応
●医療的ケア児・者への支援の充実など、保健・医療分野等との連携強化
→施策5で対応

課題

●障害福祉サービスを担う人材の確保等
→施策6で対応
●ボランティアや障害当事者を含めた多様な主体による支え合い
→施策6で対応
●経済的な自立に向けた雇用・就労支援
→施策7で対応

課題

●障害のある方の権利擁護に関する取組の推進
→施策8で対応
●市民意識の醸成（心のバリアフリー）
→施策9で対応
●スポーツや文化芸術等の社会参加の促進
→施策10で対応
●ソフト・ハード両面でのバリアフリー化
→施策11で対応
●大規模災害や新興感染症への対応
→施策12で対応

※上記「→施策〇」は主に対応する施策

施策体系【現行プランから継続】

基本方針Ⅰ 育ち、学び、働き、暮らす

～多様なニーズに対応するための包括的な支援体制（地域リハビリテーション）の構築～

施策1 相談支援体制の充実

- ①相談支援体制
- ②専門的な相談支援体制

施策2 地域生活支援の充実

- ①生活支援サービス
- ②日中通所サービス
- ③情報コミュニケーション支援
- ④移動及び外出の支援
- ⑤福祉用具等による支援
- ⑥精神障害者の地域移行・地域定着に向けた支援

施策3 子どもの育ちに応じた切れ目のない支援体制の充実

- ①相談支援体制
- ②療育支援体制
- ③関係機関との連携
- ④教育環境・教育活動
- ⑤進路支援
- ⑥放課後等の支援
- ⑦家庭や地域活動への支援

施策4 多様な住まい方と場の確保

- ①民間住宅における居住支援
- ②公営住宅における居住支援
- ③居住環境の向上支援
- ④グループホーム
- ⑤入所施設
- ⑥高齢障害者への対応

施策5 保健・医療分野等との連携強化

- ①専門的な医療等の提供
- ②医療給付・助成
- ③医療と地域の連携
- ④医療的ケアを必要とする方への支援

施策6 人材の確保・育成と多様な主体による支え合い

- ①人材の確保・育成の推進
- ②福祉サービスに対する第三者の視点
- ③多様な主体による支え合い

施策7 雇用・就労・経済的自立の促進

- ①就労意欲の喚起
- ②就労移行・定着に向けた支援
- ③企業への雇用支援
- ④福祉的就労の支援
- ⑤経済的支援

基本方針Ⅱ 地域とかかわる

～地域の中でいきいきと暮らしている「心のバリアフリー都市川崎」の実現～

施策8 権利を守る取組の推進

- ①障害を理由とする差別解消の推進
- ②障害者虐待防止に向けた取組の推進
- ③成年後見制度等の推進
- ④消費者トラブルの防止

施策9 心のバリアフリー

- ①かわさきパラムーブメントの推進
- ②障害の理解促進と普及啓発
- ③学校における交流・福祉教育

施策10 社会参加の促進

- ①パラスポーツの推進
- ②文化芸術活動の推進
- ③生涯学習の推進

基本方針Ⅲ やさしいまちづくり

～誰もが安心・安全で生活しやすいまちづくりの推進～

施策11 バリアフリー化の推進

- ①福祉のまちづくりの推進
- ②公共交通機関のバリアフリー化
- ③道路のバリアフリー化
- ④公共施設のバリアフリー化
- ⑤まちの情報提供の充実
- ⑥情報バリアフリーの推進

施策12 災害・緊急時対策の強化

- ①災害時や緊急時における支援体制の充実
- ②情報伝達手段の確保

●改定版で推進する主な今後の取組

No.	施策名・施策課題	改定版で推進する主な今後の取組
1	<p><u>施策1 相談支援体制の充実</u></p> <p>①相談支援体制 ②専門的な相談支援体制</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●各区地域みまもり支援センターや障害者相談支援センターが、総合的な相談窓口として、ワンストップで受け止め、市民や関係機関・事業所等に対して、適時・適切に対応できる体制の強化 ●総合リハビリテーション推進センターを中心に、全市的なサービスの質の向上やネットワーク化を推進し、多様なニーズに対応した全世代・全対象型の包括的な相談支援体制の確立 ●ひきこもり地域支援センターにおいて、広くひきこもり状態にある方や家族に寄り添った相談支援を実施するとともに、適切な支援機関へつなぐ切れ目のない支援の実施
2	<p><u>施策2 地域生活支援の充実</u></p> <p>①生活支援サービス ②日中通所サービス ③情報コミュニケーション支援 ④移動及び外出の支援 ⑤福祉用具等による支援 ⑥精神障害者の地域移行・地域定着に向けた支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●令和8(2026)年度を目途に、拠点型施設における短期入所事業所を麻生区に整備 ●短期入所の機能を有する拠点型施設について、未整備地域を中心に新たな整備に向けた検討 ●医療的ケアを必要とする方、行動障害や重度障害のある方に対応した通所事業所等の整備の促進 ●障害のある方の移動手段のあり方や、持続可能な移動手段確保対策を検討するための実態調査を行い、移動・外出支援におけるICTの活用などについての制度構築
3	<p><u>施策3 子どもの育ちに応じた切れ目のない支援体制の充実</u></p> <p>①相談支援体制 ②療育支援体制 ③関係機関との連携 ④教育環境・教育活動 ⑤進路支援 ⑥放課後等の支援 ⑦家庭や地域活動への支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●発達に心配のある児童を対象とした子ども発達・相談センターを整備することで、地域療育センターが本来の機能を発揮できるような体制の整備 ●子ども発達・相談センターと地域療育センターとの業務を整理するなど、相談支援体制の整備と保育所・学校等の関係機関に対する支援の充実 ●地域療育センターにおいて保育所等訪問支援等による機関支援を実施し、保育所等における障害児の受け入れを支援するとともに、併行通園や保育所等への移行の推進
4	<p><u>施策4 多様な住まい方と場の確保</u></p> <p>①民間住宅における居住支援 ②公営住宅における居住支援 ③居住環境の向上支援 ④グループホーム ⑤入所施設 ⑥高齢障害者への対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●行動障害などの重度障害のある方に対応したグループホームの整備促進やその手法の検討 ●地域移行に係るガイドラインを活用した関係者の支援力の向上、地域移行に取り組む入所施設・グループホームに対する支援 ●地域移行後に円滑な地域生活を送るための支援を重点的に行う入所施設（通称「通過型入所施設」）の取組等をガイドラインや研修に取り入れた先行事例の共有
5	<p><u>施策5 保健・医療分野等との連携強化</u></p> <p>①専門的な医療等の提供 ②医療給付・助成 ③医療と地域の連携 ④医療的ケアを必要とする方への支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●医療的ケア児の地域生活の向上に向けて、事業所への補助金交付等による受け入れの促進 ●医療的ケアを必要とする方が利用できる短期入所先の確保に向けた医療型短期入所の拡充などについての検討 ●医学的な管理が必要な医療依存度の高い方の在宅生活を支えるため、「あんしん見守り一時入院事業」の実施
6	<p><u>施策6 人材の確保・育成と多様な主体による支え合い</u></p> <p>①人材の確保・育成の推進 ②福祉サービスに対する第三者の視点 ③多様な主体による支え合い</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●訪問看護ステーションや障害児通所支援事業所などで働く看護師や介護職員等のケアを担う人材の養成・確保と質の向上を図るための取組の推進 ●令和3(2021)年4月に開設した総合研修センターにおいて、関係機関相互の連携の調整、専門的な人材の育成などの取組の推進

No.	施策名・施策課題	改定版で推進する主な今後の取組
7	<u>施策7 雇用・就労・経済的自立の促進</u> ①就労意欲の喚起 ②就労移行・定着に向けた支援 ③企業への雇用支援 ④福祉的就労の支援 ⑤経済的支援	<ul style="list-style-type: none"> ●企業等での働き始めに勤務時間を段階的に増やしていく場合や、休職から復職を目指す場合に、一般就労中であっても就労系障害福祉サービスの一時的利用を認める法改正を踏まえた支援の提供 ●支援機関や企業、NPO法人、アドバイザーなどで構成される「かわさき障害者等雇用・就労支援プラットフォーム」の設置等、関係部局と連携した障害者雇用・就労に係る取組の強化・見直し ●障害者雇用促進ネットワーク会議を引き続き実施するとともに、国の各種助成金やジョブコーチ制度、市が実施する就労定着支援等の各種支援制度、障害のある方を雇用する企業の相談窓口である「企業応援センターかわさき」など、障害者雇用の拡大に向けた企業向けの様々な普及・啓発活動の推進
8	<u>施策8 権利を守る取組の推進</u> ①障害を理由とする差別解消の推進 ②障害者虐待防止に向けた取組の推進 ③成年後見制度等の推進 ④消費者トラブルの防止	<ul style="list-style-type: none"> ●令和6(2024)年4月に障害者差別解消法改正法が施行され、合理的配慮の提供が民間事業者においても義務化されることから、市民や民間事業者に対して相談窓口を分かりやすく周知するなど、市民や民間事業者が適切に相談できるように取組を推進 ●令和6(2024)年4月に改正される精神保健及び精神障害者福祉に関する法律において、精神科病院における虐待防止に関する研修や普及啓発、職員の通報義務について規定されることから、医療機関と連携した虐待防止の取組や、通報の際に対応できる窓口の整備などの推進 ●第2期川崎市成年後見制度利用促進計画を策定し、多様な主体の参画・活躍、多様な関係者への共通理解の促進、権利擁護支援が必要な方を早期支援につなげるための仕組みづくりに向けた取組の推進
9	<u>施策9 心のバリアフリー</u> ①かわさきパラムーブメントの推進 ②障害の理解促進と普及啓発 ③学校における交流・福祉教育	<ul style="list-style-type: none"> ●かわさきパラムーブメント推進ビジョンに掲げている7つのレガシーが形成された状態の実現に向け、各所属が主体的に取組を推進するために設置した「レガシー検討プロジェクト会議」等を通じた取組の推進 ●企業等の多様な主体に対して、令和6(2024)年度に設立を検討している「プラットフォーム」による情報共有等を通じた、他分野間の連携体制の構築、主体的な取組の推進 ●先導的共生社会ホストタウンとして、共生社会の実現に向けた取組の推進
10	<u>施策10 社会参加の促進</u> ①パラスポーツの推進 ②文化芸術活動の推進 ③生涯学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●各区スポーツセンターの体育室への冷暖房設備の設置の推進 ●リニューアルオープンした中部リハビリテーションセンター附属運動施設におけるスポーツ活動の促進 ●障害者社会参加推進センターや川崎市自閉症協会と連携しながら作品展を開催するとともに、出展される作品数の増加に向けた検討を行うなど、障害のある方が創作活動に取り組める環境づくりの推進
11	<u>施策11 バリアフリー化の推進</u> ①福祉のまちづくりの推進 ②公共交通機関のバリアフリー化 ③道路のバリアフリー化 ④公共施設のバリアフリー化 ⑤まちの情報提供の充実 ⑥情報バリアフリーの推進	<ul style="list-style-type: none"> ●「川崎市福祉のまちづくり条例」に基づく事前協議や整備マニュアル等の活用など、本条例を遵守した施設の整備が図られるよう、引き続き、バリアフリー化を推進。また、事業者等と連携し、普及啓発に努めるなど、ハード・ソフト両面の一体的なバリアフリー化や福祉のまちづくりの総合的な推進に向けた取組の実施 ●引き続き、ホームドア等の早期整備に向けて、鉄道事業者との協議及び調整を進めるなど、必要な取組の推進
12	<u>施策12 災害・緊急時対策の強化</u> ①災害時や緊急時における支援体制の充実 ②情報伝達手段の確保	<ul style="list-style-type: none"> ●社会福祉施設や各区と連携したE-Welfissを使用する情報伝達訓練や、医療的ケア児・者を対象とした電源確保訓練などによる、災害福祉調整本部の機能強化 ●庁内関係部局や事業所などと情報共有・連携しながら、必要に応じた備蓄物資の確保など、感染症の発生・まん延時に備えるための平時からの取組の推進

5 重点的に取り組む目標（障害福祉計画・障害児福祉計画）

- 障害福祉計画及び障害児福祉計画は、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づくサービス等の提供体制を計画的に整備することを目的として策定され、国の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」を参考に、7つの重点的に取り組む目標などを定めています。
- 新たな障害福祉計画・障害児福祉計画においても、令和5(2023)年5月に国から新たな基本指針が示されたことから、必要に応じて新たに目標を加えながら取組を推進していきます。

No.	重点目標項目・概要	目標項目	目標(令和8年度末)	現行計画R5目標	R4実績(参考)
1	福祉施設から地域生活への移行 【概要】福祉施設に入所している障害のある方について、グループホームやひとり暮らしなど、地域生活への移行を推進します。	入所施設から地域生活への移行者数 ※国指針と同様の算出方法に変更	32人	31人	34人
		施設入所者の削減数（本市入所施設の定員数が少ないことなどから削減を見込まない）	0人	0人	0人
2	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 【概要】精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。	精神障害者の地域移行支援数【新規】※国指針の目標が市町村では算出できない数値のため、本市独自に目標を設定	183人	-	116人 (R3・R4実績の合計)
3	地域生活支援の充実 【概要】障害者の地域生活への移行の支援及び地域生活支援を充実させるため、地域生活支援拠点等機能を整備します。	効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築【新規】	取組の推進	-	-
		地域生活支援拠点等機能の運用状況の検証等	1回	年1回以上	1回
		強度行動障害者に対する支援体制の整備【新規】	取組の推進	-	-
4	福祉施設から一般就労への移行等 【概要】福祉施設の利用者について、就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行及び就労定着を推進します。	福祉施設から一般就労への移行者数	366人	320人	328人
		就労移行支援事業の一般就労への移行者数	295人	276人	227人
		就労継続支援A型事業の一般就労への移行者数	32人	23人	42人
		就労継続支援B型事業の一般就労への移行者数	36人	21人	47人
		就労定着支援事業の利用者数【新規】	374人	-	298人
		就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所の割合【新規】	25%	-	18%
		就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合【新規】	30%	-	21%
就労支援ネットワーク会議の開催【新規】	年3回	-	-		

No.	重点目標項目・概要	目標項目	目標(令和8年度末)	現行計画R5目標	R4実績(参考)
5	障害児支援の提供体制の整備等 【概要】障害児支援の提供体制を整備することで、子どもの育ちに応じた切れ目のない支援体制を安定的に確保します。	保育所等訪問支援等を含めた支援を実施する児童発達支援センターの箇所数	4か所	4か所	4か所
		障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進【新規】	取組の推進	-	-
		難聴児支援の推進【新規】	取組の推進	-	-
		重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等の箇所数	10か所	7か所	7か所
		重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所等の箇所数	14か所	11か所	11か所
		医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場 ※現行計画は設置数	取組の推進	1か所	1か所
		医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置数	40人	13人	26人
6	相談支援体制の充実・強化 【概要】障害のある方が、身近な地域で質の高い相談支援を受けられるよう、相談支援体制の充実・強化に向けた取組を推進します。	地域相談支援センターにおける相談件数	59,000件	68,393件	57,968件
		地域相談支援センター及び基幹相談支援センターによる地域の相談機関等との連携回数	624回	312回	384回
		基幹相談支援センターにおける地域の相談支援機関等に対する訪問等による専門的な助言・後方支援回数	1,440回	364回	1,407回
		基幹相談支援センターにおける地域の相談支援事業所の人材育成支援回数【新規】	360回	-	-
		基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化【新規】 ①基幹相談支援センターの設置 ②個別事例の支援内容の検証の実施回数 ③基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数の見込み	①設置済 ②28回 ③18人	-	①設置済 ②- ③9人
		協議会における地域のサービス基盤の開発・改善【新規】 ①相談支援事業所の参画による事例検討実施回数 ②参加事業者・機関数	①14回 ②70事業所	-	-
		7	障害福祉サービス等の質の向上 【概要】支給決定情報と請求情報の突合や事業者の届出情報等の確認による二次審査を実施するとともに、指定障害福祉サービス事業者等に対する指導監査の実施、都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修への参加などにより、障害福祉サービス等の質の向上と障害福祉制度の適正な運営確保を図ります。	支給決定情報と請求情報の突合や事業者の届出情報等の確認による二次審査	全件実施
二次審査結果の情報共有	年1回以上			年1回以上	2回
指導監査の適正な実施及びその結果の関係自治体との共有	取組の推進			取組の推進	取組の推進
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修への市町村職員の参加	年12回以上			年12回以上	15回
相談支援専門員研修（初任者・現任者・主任）修了者数（累計）【新規】	381人			-	266人 (R3・R4実績の合計)

※R4年度の実績が国の基準を既に上回っている指標については、取組を引き続き推進し実績値の向上を目指していきます。

6 障害者通所事業所整備計画の統合について

- 本市では、昭和 60(1985)年から「特別支援学校等進路対策」を掲げ、施設の設置運営を進めるとともに、卒業生の動向を的確に把握し、関係機関が連携しながら、卒業生が希望に沿った進路を選択できるよう取組を進めてきており、卒業生の進路先の調整と受入枠確保のための事業所整備の2つを柱として卒業生の進路対策を推進しています。
- 事業所整備については、特別支援学校等の生徒数急増への対応や、様々な障害特性に応じた多様な支援に向けて、地域を単位とし体系的かつ総合的に施設整備を実施していくため、通所事業所整備の目指すべき方向や受入枠の確保に関する「障害者通所事業所整備計画」を平成 22(2010)年 12 月に策定し、その後、平成 28(2016)年 4 月から令和 6(2024)年 3 月までを計画期間とした「第 2 期障害者通所事業所整備計画」を策定し、市有地や補助金などを活用して日中活動の場としての生活介護事業所の整備を進めるとともに、保護者等の在宅生活を支援するための短期入所の確保等に取り組んできました。
- 「障害者通所事業所整備計画」については、第 2 期計画までの策定趣旨を踏まえて特別支援学校等卒業生の進路対策を継続していくことに加え、生活介護事業所を含めた通所事業所の整備を障害のある方の地域生活支援の取組として一体的に進めていくことを明確にするため、第 5 次かわさきノーマライゼーションプランの本改定において、ノーマライゼーションプランに統合します。同計画の内容は、事業所整備の方向性や卒業生の進路対策等の取組内容については障害者計画に定め、生活介護事業所等の必要な整備数については障害福祉計画に定めることで、引き続き取組を推進していきます。

【(参考) 障害者計画に定める特別支援学校等卒後対策の推進の主な取組】

- 小規模生活介護事業所整備事業補助金の活用などにより、医療的ケアを必要とする方、行動障害や重度障害のある方に対応した通所事業所等の整備を促進するための手法などについて検討します。

【(参考) 障害福祉計画に定める生活介護事業所の整備数】

生活介護事業所	令和 5 (2023)年度末 事業所数	事業所整備数		
		令和 6 (2024)年度	令和 7 (2025)年度	令和 8 (2026)年度
	90 か所	2 か所	2 か所	2 か所

※令和 5 年度末事業所数は、令和 5(2023)年度末の事業所開設数の見込み